

第2期

鳥取市教育振興基本計画



令和3年4月

鳥取市

目

次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付けと役割、計画期間	1
3. 教育を取り巻く状況等	2
4. 基本理念及び基本方針	6
<基本計画の施策体系>	
5. 今後5年間の施策の推進	
〔基本方針Ⅰ〕 教育の充実を図りその質を高めます!	
推進施策 1 社会を生きぬく力を育む教育の推進	8
推進施策 2 すべての子どもの学びの保障の充実	11
推進施策 3 充実した教育環境の推進	14
〔基本方針Ⅱ〕 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます!	
推進施策 1 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実	22
推進施策 2 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進	25
推進施策 3 歴史と文化が息づくふるさとの創生	28
推進施策 4 親しみのある読書環境づくりの推進	31
〔基本方針Ⅲ〕 未来を創造する健やかな体を育みます!	
推進施策 1 子どもの健全な食生活と学校保健の推進	35
推進施策 2 すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興	38

1 計画策定の趣旨

教育基本法では、「教育の目的」と「教育の目標」を明確に示し、これに基づき、国及び地方公共団体は、それぞれ教育の振興に関する基本的な計画を定めることが明文化されています。

鳥取市では、平成28年度（2016年）からの5年間を見据えた「鳥取市教育振興基本計画」を策定し、「学校教育の充実を図りその質を高める」「郷土愛を醸成し豊かな心を育む」「未来を創造する健やかな体を育む」の3つの基本方針に沿って、本市教育行政の推進を図ってきました。

この間、急激な人口減少と少子高齢化、高度情報化の急速な進展、SDGsに関する取組の全国的な広がり、新型コロナウイルス感染症への対策など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、教育のあり方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした社会全体の変化や直面する課題等を踏まえ、本市のめざすべき教育の基本的な方向性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため、第2期鳥取市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付けと計画期間

■ 教育等の振興に関する大綱との整合

本計画は、教育の目標や施策の根本となる方針を定めた「鳥取市の教育等の振興に関する大綱（以下「大綱」という）」に定められた基本方針について、より具体的な方向性を示すものとなっています。

■ 各種計画との整合

本計画は、第11次鳥取市総合計画（以下「11次総」という）や大綱はもとより、教育に関連する各種計画と整合性を図ることで、11次総、大綱、基本計画、各種計画が連携して推進し、総合的で体系的な施策の実現をめざします。

■ 計画の構成

本計画は、大綱が示している「基本方針と推進施策」の項目に沿い、これから歩むべき教育の方向について、「現状と課題」「基本的な考え方」「具体的な取組」「指標・目標値」を明確に示す構成としています。

■ 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の進行状況の効果を検証し、その結果を反映させることで、施策を着実に推進します。

■ 計画期間

計画期間は、11次総や大綱との整合性を図るため、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

3 教育を取り巻く状況等

■ 少子高齢化社会の進展

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は平成20年（2008年）をピークに減少傾向に転じており、令和42年には9,284万人に落ち込み、その後も減少が続くと見込まれています。

本市の人口も、少子化や生産年齢人口の転出超過等により、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向となっています。

11次総（基本構想）によると、本市の人口は、平成27年の193,717人から令和12年には177,621人に減少すると見込んでいます。

年齢階層別の人口では、0～14歳の割合は、平成27年の13.3%から令和12年には11.8%に、15歳～64歳の割合は、平成27年の60.1%から令和12年には55.0%になると見込んでおります。その一方で、65歳以上の割合は、平成27年の26.6%から令和12年には33.2%になると見込んでおり、少子高齢化の一層の進展が予想されています。

年代	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
65歳以上	42,651	21.1	45,778	23.2	51,547	26.6
75歳以上	21,511	10.7	25,013	12.7	26,814	13.8
65～74歳	21,140	10.4	20,765	10.5	24,733	12.8
15～64歳	130,141	64.5	124,586	63.1	116,397	60.1
0～14歳	28,948	14.4	27,085	13.7	25,773	13.3
計	201,740	100.0	197,449	100.0	193,717	100.0

年代	令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
65歳以上	56,205	29.8	58,316	31.9	59,034	33.2
75歳以上	28,526	15.1	32,910	18.0	36,149	20.3
65～74歳	27,679	14.7	25,406	13.9	22,885	12.9
15～64歳	108,809	57.6	102,820	56.3	97,649	55.0
0～14歳	23,703	12.6	21,641	11.8	20,938	11.8
計	188,717	100.0	182,777	100.0	177,621	100.0

※第11次鳥取市総合計画（基本構想）「第1編 第3章 人口と財政の長期的な見通し」より抜粋

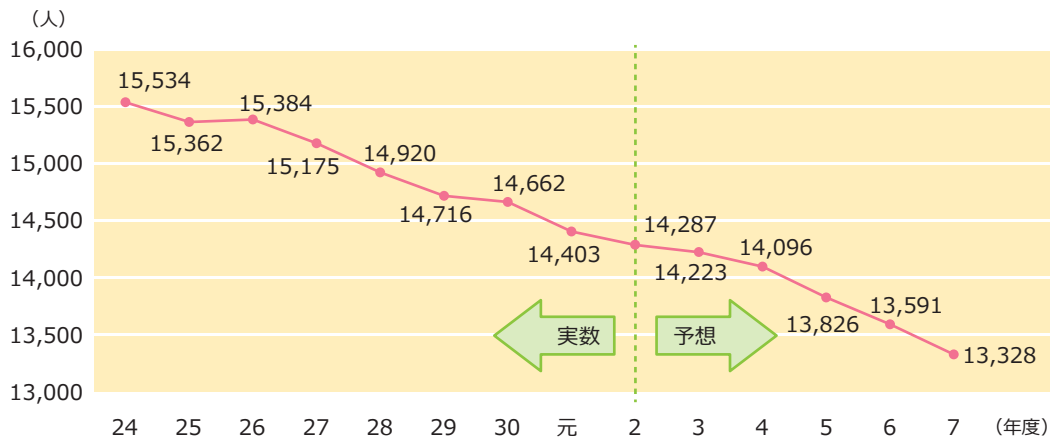
■ 児童・生徒数の減少

本市の児童・生徒数は、小学校においては昭和58年の17,327人、中学校においては昭和62年の8,604人をピークに減少傾向が続いています。

児童・生徒数の推移を住民基本台帳の数値を基に算定しますと、令和2年の14,287人から令和7年には13,328人になると見込んでおり、今後も減少傾向が続くと予想しています。

また、学校単位の児童・生徒数の推移について、市街地近郊の一部の学校では、宅地開発等の影響を受け、一時的な増加が見込まれていますが、それ以外のほとんどの小中学校で減少傾向となり、特に中山間地域の小規模校では著しい減少が見込まれています。

鳥取市立小・中・義務教育学校の児童生徒数推計



※ R2 までの実数は、毎年度 5 月 1 日現在の市立小・中学校の児童生徒数
 ※ R3 以降の入学生徒数は、市立小学校からの進学児童数
 ※ R3 以降の入学児童数は、市内に住所を有する出生者数
 ※ 住民基本台帳の数値を参考とする

■ 教育を取り巻く社会情勢

① 地方創生の推進

国全体の急速な少子高齢化の進展に対応するため、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくことが重要となっています。平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、本市においても、国や他の地方公共団体と相互に連携・協力しながら、子育て支援や教育の充実、雇用の創出、移住定住の取組など、地方創生の施策の推進を図ってきました。我が国の人口減少スピードは当時の見込みよりもやや遅くなっているものの、引き続き危機的な状況にあり、この困難な課題に国と地方公共団体のすべての関係者が引き続き力を合わせて取り組んでいくことが必要となっています。

② 高度情報化の急速な進展

近年のスマートフォンやタブレットなどの携帯端末の普及に伴い、情報ネットワーク社会が急速に進展する中で、子どもたちは否応なく生活し、対応していかななくてはならない現状があります。Society5.0¹ 時代を生きぬく子どもたちに、インターネット等を適切に、効果的に活用する力を育てることが求められていますが、一方で、その危険性を認識し、どう対応していくかが大きな課題となっています。

③ SDGs に関する取組の広がり

SDGs は、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までの国際社会全体の目標です。貧困や飢餓の解消、気候変動対策など「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成されており、世界的な問題解消の枠組みである SDGs を活用した取組が自治体にも広がりをみせています。

¹ Society5.0：狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) をいう。

④ 社会の安全性

子どもの安全・安心を脅かすさまざまな要因として、犯罪、事故、災害、感染症、環境、社会生活上の問題などの解決に向けて多くの課題があります。将来を担う子どもたちにとって、安全・安心な社会の仕組みや制度、学校における危機管理体制の強化などが、これまで以上に必要となっています。

⑤ 地域コミュニティの変容

少子高齢化、核家族化、情報化、価値観や生活様式の多様化などを背景に、地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域がもつ教育力が低下しています。その一方で、地域が積極的に学校運営に関わる取組が全国的に広がりを見せており、本市においても、学校・家庭・地域が連携し学校運営に携わる「コミュニティ・スクール」を立ち上げ取組を進めています。今後も地域と連携を図りながら、子どもたちの将来にしっかりと責任がもてる学校づくりが必要となっています。

⑥ 子どもの貧困

本市の就学援助の認定者の割合は、近年 14%前後で横ばい状況にあり、令和元年度の就学援助率は 14.0%（前年度比 0.1%増）となりました。貧困の背景には、さまざまな要因がありますが、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあります。

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが夢と希望をもって、安心して学べるよう、経済的支援をはじめとした貧困対策を展開する必要があります。

⑦ 一人ひとりのニーズに対応した教育

すべての児童生徒が自らの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、一人ひとりの実情やニーズに対応した教育を保障していかなくてはなりません。増加傾向にある不登校や不登校傾向のある児童生徒、障がいのある児童生徒や日本語指導の必要な児童生徒、また長期入院等何らかの理由で学校へ通えない児童生徒など、多様な状況や教育的ニーズに対応するため、1人1台端末などの ICT 環境の活用や学校内外の学びの場の整備など教育機会の確保が求められています。

鳥取市小・中・義務教育学校 不登校児童生徒出現率の推移（年度別）

年度	小 学 校					中 学 校				
	在籍児童 生徒数 (人)	不登校 児童数 (人)	鳥取市 出現率 (%)	県出現率 (%)	全国 出現率 (%)	在籍児童 生徒数 (人)	不登校 生徒数 (人)	鳥取市 出現率 (%)	県出現率 (%)	全国 出現率 (%)
H22	10,631	28	0.26	0.33	0.32	5,196	182	3.50	3.14	2.74
H23	10,603	31	0.29	0.34	0.33	5,085	158	3.11	2.87	2.64
H24	10,512	42	0.40	0.37	0.32	5,022	126	2.51	2.31	2.58
H25	10,356	56	0.54	0.42	0.36	5,008	149	2.98	2.37	2.69
H26	10,318	56	0.54	0.46	0.39	5,066	189	3.73	2.72	2.67
H27	10,196	61	0.60	0.51	0.42	4,979	179	3.60	2.69	2.83
H28	9,973	47	0.47	0.51	0.48	4,949	184	3.72	3.02	3.01
H29	9,870	53	0.54	0.56	0.54	4,846	193	3.98	3.10	3.25
H30	9,848	74	0.75	0.78	0.70	4,814	193	4.01	3.29	3.65
R 元	9,710	93	0.96	0.94	0.83	4,693	196	4.18	3.70	3.94

⑧ 学習指導要領改訂への対応

令和2年度から順次全面実施される新学習指導要領では、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力の育成において、学校と社会が目標を共有し、連携・協働していく「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。そして、子どもたちの知識の理解の質を高め、求められる資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、授業の工夫・改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメントによる教育の質の向上と最大限の教育効果が求められています。

⑨ 高まる少人数学級へのニーズ

現在、国の学級編制の標準は40人ですが、鳥取県では義務教育のスタートである小学校1・2年生は30人、中学校生活のスタートである中学1年生・義務教育学校7年生は33人、その他の学年については35人の学級編成で、きめ細やかな教育を実現する取組を進めています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、児童生徒の密を回避するために、全国知事会などが少人数学級の実現を国に要望するなど、少人数学級導入の機運が高まり、このような中、令和3年2月に、公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる義務教育標準法改正案が閣議決定されました。今後、令和7年度までに段階的に「35人学級」を導入するとしており、本市においても国の動向を注視しながら、さらなる少人数学級の拡充に向けて対応していくことが必要となります。

⑩ 生涯を通じての学習機会の充実

本市では、市民が自発的に、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境づくりに取り組んでいます。一方で、少子高齢化に加え、超スマート社会（Society5.0）の到来などの社会情勢の変化や、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進や障がい者の生涯を通じた学習の支援などニーズは多様化しており、これらに対応するために、より一層学習機会を充実させることが重要となっています。

⑪ 学びの拠点としての地区公民館の役割

本市では、鳥取市自治基本条例に基づき「参画と協働のまちづくり」に取り組む中で、地区公民館をコミュニティ活動の拠点施設としても位置付け、その充実強化に努めています。

また、令和2年には、鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会・生涯学習推進協議会において、公民館事業を通じて地域を支える人材育成やつながりづくりを進めることや、地区公民館が地域の組織や学校が主体となっていく事業を補完・支援するコーディネーター役を担うべきであると提言がなされており、社会教育・生涯学習の地域拠点施設として地区公民館が担う役割が一層重要となっています。

⑫ 生涯スポーツ社会の実現

スポーツ庁がまとめた「スポーツ実施状況等に関する世論調査（令和元年）」によると週1日以上の実施率は53.6%であり、スポーツ実施率は増加の傾向にあります。スポーツに取り組むことは自身の体力の向上や心身にわたる健康の保持増進はもちろんのこと、まちの活性化や賑わい創出をもたらすとされています。全ての市民が生涯にわたって活力に満ちた豊かな人生を送るため、いつでもスポーツ活動を実践できる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みを推進することが大切です。

4 基本理念及び基本方針

■基本理念

“ふるさとを思い、志をもつ人づくり”を進め、

“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”!

市民一人ひとりが、社会の変化や課題に対応しながら夢や希望に向かって力強く歩いていけるよう、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めます。

さらに、11次総が示す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」をめざし、教育を通じて、市民誰もが自己実現できる社会にしたいと考えています。

このような社会を構築するためには、本市のほかにない優位性や特性である「鳥取らしさ」をいかしつつ、新たな次代を「ひらく」ことが大切です。

この理念に基づき、教育の充実を図り質を高める「知を開く」、郷土を愛し豊かな心を育む「徳を啓く」、未来を創造する健やかな体を育む「体を拓く」、という3つの「ひらく²」を推進し、誰一人取り残すことのない教育の実現をめざします。

■基本方針

I. 教育の充実を図りその質を高めます!【知を開く】

- (1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進
- (2) すべての子どもの学びの保障の充実
- (3) 充実した教育環境の推進

II. 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます!【徳を啓く】








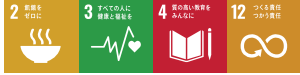
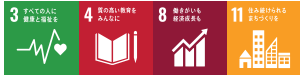
- (1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実
- (2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進
- (3) 歴史と文化が息づくふるさとの創生
- (4) 親しみのある読書環境づくりの推進

III. 未来を創造する健やかな体を育みます!【体を拓く】

- (1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進
- (2) すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

² 3つの「ひらく」:3つの「ひらく」には、①「開く」…閉じていたものがあく ②「啓く」…教え導く ③「拓く」…切りひらく、チャレンジするという意味があり、本市の教育理念は、知・徳・体の中で、相乗的に3つのひらくを推進するもの。

～基本計画の施策体系～

基本方針	推進施策	主な取り組み	SDGsの主な指標
知を開く 教育の充実を図り その質を高めます！	(1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 夢・希望や志を持つ次代を担う人材の育成 ● 児童生徒 一人一人の深い学びの実現 ● 自己有用感を高める学習の推進 	
	(2) すべての子どもの学びの保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりのニーズ等に応じた教育の充実 ● 不登校等の児童生徒への教育の保障 ● 経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を支援 	
	(3) 充実した教育環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の充実 ● 地域の実情に応じた活力ある学校づくり ● 労働安全衛生管理体制の整備 ● 防災教育の推進、通学時や放課後の安全確保 	
徳を啓く 郷土を愛し、豊かな心を育む 学びの環境を築きます！	(1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習社会の実現 ● 生きがいに満ちた暮らしができる地域づくり ● 子どもと共に“学び”“育つ”地域社会の形成 ● 豊かな心を育み人を大切にする人権教育の充実 	
	(2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区公民館等を活用した地域づくりの推進 ● 社会総掛かりで子どもを育む持続可能な環境づくり ● 地域資源を活用したふるさと教育の推進 	
	(3) 歴史と文化が息づくふるさとの創生	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保護と活用・次世代への継承 ● 郷土を愛する人材の育成 ● 歴史と文化の薫りに満ちたまちづくり 	
	(4) 親しみのある読書環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 読書を通じた心や夢の育み、人づくりや地域づくり ● 図書館を通じた地域文化の創造を支援 ● 読書活動による家庭・地域の教育力の向上 	
体を拓く 未来を創造する 健やかな体を 育みます！	(1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育の充実と食育の推進 ● 安全で安心な学校給食の提供 ● 保健管理と保健教育の推進 	
	(2) すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯にわたる豊かな心と健やかな体の育み ● スポーツ活動の推進・スポーツ推進人材の育成 ● 安全で多様なスポーツ環境の確保 	

基本方針I

教育の充実を図りその質を高めます！【知を開く】

推進施策1 社会を生きぬく力を育む教育の推進

- ① 小中一貫教育を推進し、学校・家庭・地域が連携、協働しながら、児童生徒の将来に対する夢・希望や志をひらき、次代を担う人材を育成します。



■ 現状と課題

全国学力・学習状況調査結果から見ると、「夢や目標を持っている」に「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した児童生徒の割合は、中学校では全国平均とほぼ同じ、小学校では全国平均を下回ることから、小学校のころから子どもたちが夢や希望をもって、自ら未来を切り拓いて生きていくためにキャリア教育³を推進する必要があります。

	将来の夢や目標を持っていますか	
	小学校	中学校
令和元年度	81.6% (-2.2)	71.2% (+0.7)
平成30年度	82.3% (-2.8)	72.4% (0)
平成29年度	81.6% (-4.3)	71.7% (+1.2)

【全国学力・学習状況調査】より

「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した本市の児童生徒の割合(全国平均との比較)

■ 基本的な考え方

小学校から中学校(義務教育学校)卒業までの9年間を見据えた小中相互のきめ細やかな連携や情報共有による小中一貫教育の枠組みの中で、コミュニティ・スクール⁴の仕組みによって魅力ある学校・中学校区づくりを進めます。幼児期に身につけた学びの土台となる力を小学校(義務教育学校)の学びへ円滑に接続させ、主体的に課題に取り組み行動する力やこれからの社会を生きぬく力を育てます。

■ 具体的な取組

○小中一貫教育の推進

小中学校兼務教員の活用を含め、中学校区を枠組みとした小小連携、小中連携を強化し、9年間を見据えた学びの連続性と豊かな人間関係を育む小中一貫教育を推進します。

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動⁵の推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組により、学校・家庭・地域が目標を共有し、その実現のため地域とともにある学校づくりをめざします。

○一人ひとりの社会的自立に向けたキャリア教育の充実

キャリア・パスポート⁶を活用するなどして児童生徒が自らを振り返ることで、将来主体的に進路を選択できるよう、発達段階に合わせた資質・能力を育てます。

³ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

⁴ コミュニティ・スクール：学校運営協議会(保護者や地域住民が参画し、学校運営に関する協議を行う各学校に設置される合議制の機関)が設置されている学校。

⁵ 地域学校協働活動：地域と学校が目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支えることを通して持続可能な地域づくりを推進する活動。

⁶ キャリア・パスポート：児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようにするもの。

■ 指標・目標値

指標名	夢や目標をもっている児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査で、「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合		
実績値 (R元)	小学校 81.6% 中学校 71.2%	目標値 (R7)	小学校 90% 中学校 76%

- ② グローバル化や情報化等に対応した授業改善を進め、児童生徒一人ひとりの主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。



■ 現状と課題

全国学力・学習状況調査結果から見ると、本市の児童生徒の学力（正答率）は、国語はおおむね全国平均と同じですが、算数・数学は全国平均を下回る傾向が続いています。特に算数・数学において「授業の内容はよくわかる」「教科の勉強は好き」という肯定的割合に低い傾向が見られ、学習に対する意欲や主体性をどう引き出すかが大きな課題となっています。児童生徒の主体的な学びを引き出し、学ぶことの楽しさを感じられるような授業改善が求められます。

教科の授業の内容はよくわかりますか		
小学校	国語	算数
令和元年度	85.3% (+0.4)	78.5% (-5.0)
平成30年度		80.8% (-2.6)
平成29年度	82.9% (+0.9)	77.0% (-3.6)

教科の授業の内容はよくわかりますか		
中学校	国語	数学
令和元年度	78.9% (+1.3)	67.7% (-6.2)
平成30年度		66.5% (-4.5)
平成29年度	73.2% (-1.7)	66.5% (-2.9)

教科の勉強は好きですか		
小学校	国語	算数
令和元年度	64.6% (+0.4)	61.4% (-7.2)
平成30年度		55.7% (-8.3)
平成29年度	61.2% (+0.7)	59.8% (-6.1)

教科の勉強は好きですか		
中学校	国語	数学
令和元年度	64.5% (+2.8)	51.3% (-6.6)
平成30年度		49.3% (-4.6)
平成29年度	60.0% (-0.5)	51.8% (-3.6)

【全国学力・学習状況調査】より

「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した本市の児童生徒の割合（全国平均との比較）

■ 基本的な考え方

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを効果的に活用するなど多様な学び方で思考を深める授業改善を推進するとともに、グローバル化に対応したコミュニケーション能力を育成する外国語活動・外国語教育を推進します。また、授業力を高める研修や育成プログラムを充実させ、教師力の向上を図ります。

■ 具体的な取組

○魅力ある授業づくりと学習内容の定着を図る取組の推進

学ぶことの楽しさを感じられる魅力ある授業づくりと学習内容の定着を図る取組を徹底することで学力向上をめざします。また、鳥取市共通学力調査などの各種学力調査を活用しながら学力状況を把握し、授業改善にいかします。

○ ICT を効果的に活用した学びの推進

主体的・対話的で深い学びを実現するため、ICT の効果的な活用をはじめとする多様な学び方の工夫により魅力ある授業づくりを推進します。

○グローバル化に対応した外国語活動・外国語教育の推進

ALT の配置や小学校外国語活動支援員等の地域人材を活用し、コミュニケーション能力を育成する外国語活動・外国語教育を推進します。また、実際に外国に生徒を派遣し、互いの国の言語や文化・歴史の理解を深めるなど国際理解教育の充実を図ります。

■ 指標・目標値

指標名	教科の勉強が好きな児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査で、「教科の勉強は好きですか」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合		
実績値 (R 元)	小学校国語 64.6% 算数 61.4% 中学校国語 64.5% 数学 51.3%	目標値 (R7)	各教科 5%向上

③ 人との豊かなかわりにより児童生徒の自己有用感⁷を高めるとともに自治力のある集団づくりを推進します。



■ 現状と課題

全国学力・学習状況調査によると、「人の役に立つ人間になりたい」について「あてはまる」と回答した児童生徒の割合は年々増えており、意識が向上していることが分かります。しかし、このような意識だけでなく自分が他者の役に立つ存在であることを実感できる取組や経験により自己有用感を高めることが必要です。また、自治力のある集団づくりのためには、自分たちで課題を見出し、自分たちの力で解決する力を養うことが必要です。

学級活動で話し合い、互いの意見を生かして解決方法を決めていると思いますか。		
	小学校	中学校
令和元年度	78.2% (+4.2)	73.1% (+1.5)

人の役に立つ人間になりたいと思いますか		
	小学校	中学校
令和元年度	75.0% (+0.3)	75.3% (+4.2)
平成 30 年度	74.6% (+0.4)	74.5% (+3.8)
平成 29 年度	65.7% (-2.3)	70.5% (+4.4)

【全国学力・学習状況調査】より
「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した本市の児童生徒の割合(全国平均との比較)

【全国学力・学習状況調査】より
「あてはまる」と回答した本市の児童生徒の割合(全国平均との比較)

■ 基本的な考え方

児童生徒が他者と関わる中で、「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感が高まるような学習を充実させ、自分を価値のある存在として大切に作る気持ちを高めます。また、学級や学年、異学年など多様な集団での自発的・自治的な活動を充実させることにより、自分たちで課題を見出し、自分たちの力で解決する力(自治力)のある集団づくりを推進します。

⁷ 自己有用感：人の役に立った、人から感謝された、人から認められたといった、自分と他者(集団や社会)との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる自己に対する肯定的な評価。

■ 具体的な取組

○人との豊かなかかわりを深め、自己有用感を高める学習の推進

学級や学年のみならず異学年の友だちとの縦割り活動、ゲストティーチャーや地域のボランティアの方々との交流や学習を通して、多様な他者とのかかわりの中で自己有用感を感じられる学習を推進します。

○自発的・自治的な活動の充実による自治力のある集団づくり

よりよい学級や学年、学校づくりのために、自分たちで課題を見出し、自分たちの力で解決するなど自発的・自治的な活動を充実させ、自治力のある集団づくりを推進します。

■ 指標・目標値

指標名	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査で、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」の質問に、「あてはまる」と回答をする児童生徒の割合		
実績値 (R 元)	小学校 75.0% 中学校 75.3%	目標値 (R7)	80%

推進施策 2 すべての子どもの学びの保障の充実

- ① すべての児童生徒が自らの能力や可能性を最大限に伸ばすため、教育の機会を確保し、一人ひとりの実情やニーズに応じた教育の充実を図ります。



■ 現状と課題

すべての児童生徒は、社会的自立のための資質や能力を身につけるため、等しく義務教育を受けられなくてはなりません。しかしながら、不登校や不登校傾向のある児童生徒など、学校での教育活動の機会が十分に保障されているとは言えない児童生徒もあります。すべての児童生徒に等しく質の高い教育を提供するため、一人ひとりの実情やニーズに応じた学びの場や ICT の有効活用なども必要となっています。

■ 基本的な考え方

すべての児童生徒が、自らの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、平時はもとより災害時や感染症の発生による学校の臨時休業時等においても、教育の機会が確保され一人ひとりの実情やニーズに対応した学びが保障されなくてはなりません。そのための学習環境の整備、教科指導や児童生徒理解など教師の資質向上を図るための研修を充実させ、誰一人取り残すことのない教育を推進します。また、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに議論が進むことが想定される少人数学級についても、国の動向を注視しながら対応していきます。

■ 具体的な取組

○児童生徒一人ひとりの実情やニーズに応じた学びの充実

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすために、一人ひとりの実情や教育的ニーズを十分に把握したうえで、適切な学びの場の提供や学習の進め方を工夫するなどして教科等の指導や支援を行います。

○主体的な学びを支える学習環境

主体的・対話的で深い学びを実現するために、これまでの教材や教具のみならず、Society5.0 社会に必須となる学習ソフトやアプリなどの学習コンテンツを充実させるなど学習環境を整備します。

○教職員の資質向上を図る教職員研修

教科指導や児童生徒理解、居心地のよい学級経営など、教員の専門性を高め、資質向上を図るための教職員研修を充実します。また、Society5.0 社会に対応するため、教職員の ICT 活用指導力の向上を図る研修を実施します。

■ 指標・目標値

指標名	学校が楽しいと思う児童生徒の割合		
指標の説明	鳥取市共通6項目アンケートで、「学校が楽しい」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合		
実績値(R元)	小学校 88% 中学校 88%	目標値(R7)	小学校 94% 中学校 93%

② 不登校やその傾向にある児童生徒の教育を保障し、適切な支援を行います。



■ 現状と課題

平成 29 年に施行された教育機会確保法⁸では、不登校児童生徒等の教育機会の確保等の施策を推進することとしています。全国では、不登校やその傾向にある児童生徒が増加しており、本市においても、その出現率は高い状態が続いています。不登校等の児童生徒の支援については、一人ひとりの要因や背景を把握し、それぞれに適した支援を早い段階で行っていくことが重要で、学校だけでなく家庭や地域、関係機関等の連携が必要となっています。

小学校	市出現率 (%)	中学校	市出現率 (%)
令和元年度	0.96	令和元年度	4.18
平成 30 年度	0.75	平成 30 年度	4.01
平成 29 年度	0.54	平成 29 年度	3.98

■ 基本的な考え方

すべての児童生徒にとって、安全・安心で、楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを一層進め、不登校の未然防止を図ります。その上で、不登校やその傾向にある児童生徒については、個々の状況を見極め、的確な助言や支援を行い、その児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう学校、家庭、関係機関等が連携し支援を行います。

■ 具体的な取組

○児童生徒の支援体制の構築

日頃から児童生徒理解に努めるとともに、不登校等の児童生徒一人ひとりの状況や要因を的確に把握し、児童生徒それぞれに適した社会的自立や学校復帰に向けた支援体制を構築します。

○居場所づくりと学習機会の保障

不登校等の児童生徒が、安心感を持ち、自己を肯定的に見つめ、それぞれの可能性を伸ばせるよう、学校内外の居場所づくりや学びの場の整備を推進します。

⁸ 教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の略称。不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定した法律。平成 28 年成立。

○社会的自立につなげる関係機関との連携

不登校等の児童生徒の希望を尊重しながら、社会的自立や学校復帰をめざした見通しを持った支援を行います。

■ 指標・目標値

指標名	不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合		
指標の説明	不登校児童生徒数に占める教職員以外の支援につながっている児童生徒の割合		
実績値 (R元)	78.5%	目標値 (R7)	83.5%

③ 配慮や支援を必要とする児童生徒の教育を保障し、福祉等と連携しながら社会的自立につながる適切な支援を行います。



■ 現状と課題

障がいのある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など、配慮や支援を必要とする児童生徒は全国的に増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズも多様化しています。本市においてもその状況は同様で、児童生徒の社会的自立に向けて一人ひとりの能力・適性・発達段階及び社会環境に応じた適切な支援をしていくことが求められています。

また、すべての子どもの教育を受ける権利を保障するため、経済的に困難な状況にある家庭の児童生徒の保護者への援助など、就学に係る経費の負担軽減が必要です。近年、本市の就学援助の認定者の割合は、横ばいで推移していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による経済の停滞などにより、その状況が急変することも考えられます。

■ 基本的な考え方

障がいの早期発見や日本語指導が必要な児童生徒の実態把握に取り組み、一人ひとりの実情や教育的ニーズの把握と自立に向けて、質の高い教育を推進します。幼児期から中学校・義務教育学校卒業までの長期的な視点で関係者相互の情報共有に努め、切れ目のない支援を行います。中学校区では、兼務教員や日本語指導における教育活動支援員などを活用し、情報の共有を図りながら一貫した支援体制を構築します。また、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすために、教育・福祉・保健・医療・労働が連携し、切れ目のない支援と教育を推進します。

就学に係る経費の負担軽減については、法に基づいて行う就学援助制度及び特別支援学級教育就学奨励制度に加え、遠距離等のバス通学などに対する本市独自の助成制度による保護者の負担軽減の取組などにより、児童生徒の円滑な就学を支援します。

■ 具体的な取組

○配慮の必要な児童生徒への適切な支援

適切な指導支援が行えるよう教職員研修等により専門性の向上と個に応じた多様な学びの場の充実に努めるとともに、個別の指導計画を軸にした合理的な配慮に基づく教育を推進します。幼稚園・保育園と連携し移行支援を行うとともに、就学後は、中学校区における特別支援教育担当教員の兼務を充実させることにより小中の円滑な接続による義務教育9年間の連続した支援を行います。

○障がいのある児童生徒の社会的自立や社会参画に向けた適切な支援

教育・福祉・保健・医療・労働の関係機関が連携し、子どもたちが将来、社会的自立や社会参画につながるように適切な支援を行います。

○日本語指導の必要な児童生徒へのきめ細かな支援

日本語指導の必要な児童生徒に対して、学校で必要な生活指導や初期的な日本語指導等を行う教育活動支援員を派遣し、安心して学び、生活できるように支援を行います。また、習得状況に応じた基礎的な学習支援を行います。

○就学援助制度による経済的支援

生活保護世帯に準ずると認められる世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費や修学旅行費等就学に必要な経費の一部を援助します。

○特別支援学級教育就学奨励制度による負担軽減

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や修学旅行費の一部を援助します。

○バス通学等に対する遠距離等通学費補助制度による負担軽減

遠距離または地勢的危険などの理由により、バス等により通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、バス定期券の購入費等について助成します。

■ 指標・目標値

指標名	個別の教育支援計画の作成割合		
指標の説明	通常の学級において作成が必要だと思われる児童生徒の個別の教育支援計画の作成割合		
実績値 (R 元)	小学校 95%	目標値 (R7)	100%
	中学校 94%		
	義務教育学校 67%		

指標名	日本語指導のための個別の指導計画の作成割合		
指標の説明	日本語指導の必要な児童生徒における個別の指導計画の作成割合		
実績値 (R 元)	13%	目標値 (R7)	100%

推進施策 3 充実した教育環境の推進

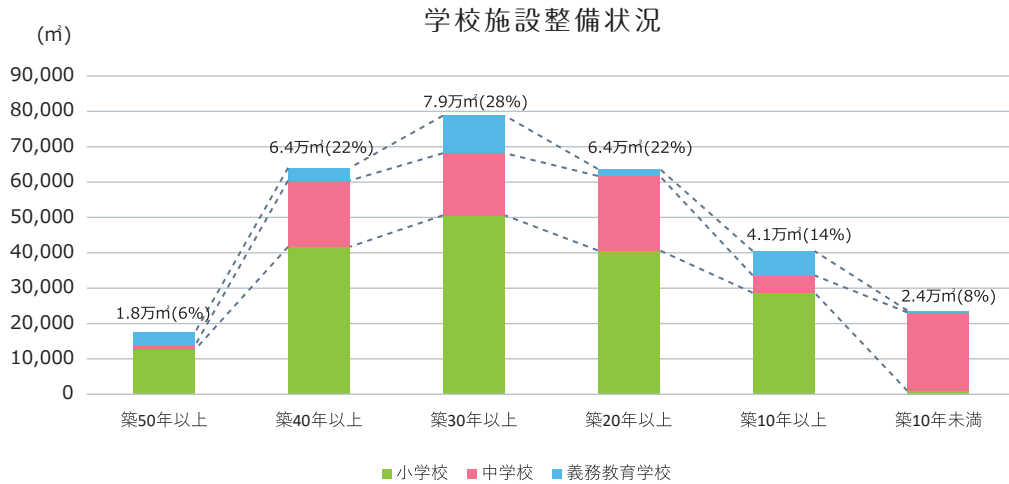
- ① 子どもが生き生きと学び活動できる環境を整えるため、老朽化した施設の改修や、トイレの洋式化などの学校施設の充実を図ります。



■ 現状と課題

本市の学校施設の多くは昭和 50 年代の児童生徒数の急増期に整備されており、築 30 年以上となる施設が約 56% となっていますが、これらの施設が更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化が一層進むものと考えています。

これまで施設の耐震化を着実に進めてきましたが、今後は施設・設備の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。加えて、生活様式の変化や学校施設に求められる機能の多様化などを踏まえた快適な教育環境の改善も求められています。



■ 基本的な考え方

子どもたちの安全確保や、教育の将来の姿を見据えた環境整備を図るため、学校施設の老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化などに取り組みます。また、長寿命化計画に基づく年次的な取組により、更新経費の圧縮や平準化を図り、後世代の負担軽減に努めます。

■ 具体的な取組

○小・中・義務教育学校の老朽化の改修

児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、老朽化した施設の改修を計画的に行います。また、トイレの洋式化や多目的トイレの設置も、年次的に進めます。

○増改築及び長寿命化改修

義務教育学校の整備や教室不足の解消、施設の長寿命化など、個別状況に対応する増改築や長寿命化改修を中長期的な視野に立って年次的に進めます。

■ 指標・目標値

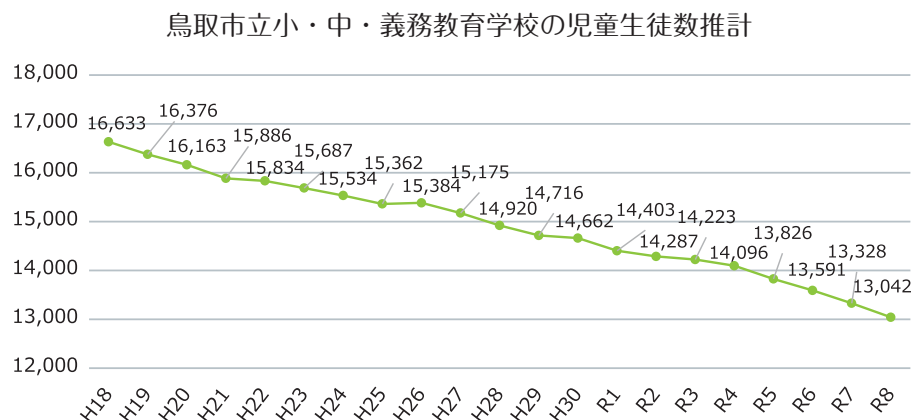
指標名	学校施設のトイレ（大便器）洋式化率		
指標の説明	大便器数のうち洋式化割合が5割以上の学校数		
実績値 (R元)	22校	目標値 (R7)	全校

② 学校と地域が一体となり、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざすため、学校のあり方を検討する組織づくりを支援します。

■ 現状と課題

本市の児童生徒数は、平成18年度から平成28年度の10年間で10.3%減、平成28年度から令和8年度の10年間で12.6%減となり、今後ますます少子化が進行します。

一部の学校ではすでに1クラスの人数を確保することが困難になったり、部



※住民基本台帳より作成。H18～R2の実数は、5月1日現在の市立小・中学校の児童・生徒数。

活動の縮小化が行われたりしており、この傾向は今後本市全体に広がると考えられます。学校には、児童生徒が多様な考えに触れ、資質や能力を伸ばしていくための集団規模を確保するという役割がありますが、現在の状況が続くと多くの学校区で良好な環境が確保されにくくなります。

一方、学校施設は、地域のスポーツや文化の拠点となったり、災害時の避難所となったりしているという側面もあり、地域の学校のあり方については、世代や立場の違いによりさまざまな意見があります。これらの課題解決に向けては、ていねいな議論や多くの時間を要するため、地域ごとに「学校のあり方を考える検討組織」の設立が急がれます。

■ 基本的な考え方

学校の役割は地域により多様であり、子どもたちの教育環境の充実を最優先としながらも、「市民一人ひとりが自己実現できる社会」の実現とのバランスの上で議論されるべきです。そのため、本市としては、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢に立っています。

本市では、都市計画のあり方や学校施設の老朽化の状況等を地域と情報共有し、連携を深めながら学校のあり方を検討します。

また、第14期校区審議会の答申を踏まえた「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、計画的に学校再配置に向けて検討を進めていきます。

■ 具体的な取組

○教育検討組織の立ち上げ

地域で学校のあり方について議論する、「学校のあり方を考える検討組織」の立ち上げを支援します。

○校区審議会への諮問

校区に関する事項の調査・審議を鳥取市校区審議会へ諮問します。

■ 指標・目標値

指標名	地域で学校のあり方を考える検討組織の設置数		
指標の説明	市内全小学校39校区・義務教育学校4校区を対象とする検討組織を立ち上げた学校数		
実績値(R元)	6校	目標値(R7)	全校

③ ICTの活用や学校サポート体制の構築を図り、学校業務の効率化や共同化など学校業務の改善によって教職員の多忙化を解消します。



■ 現状と課題

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」によると、教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革⁹は急務であると示されています。また、令和元年度に鳥取県教育委員会が実施した「勤務時間外における業務時間数等の調査」においても、本市の小・中・義務教育学校の教員は月平均47.4時間の時間外勤務を行っており、限られた時間

⁹ 働き方改革：働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するための取組。

の中で教職員が果たすべき役割を維持しながら、いかにして働き方を見直していくかが課題となっています。

本市1人あたり月平均の時間外勤務時間

	時間
小学校	44.5
中学校	53.7
義務教育学校	43.4
平均	47.4

本市における時間外勤務等の業務内容

業務内容	平日 (%)
授業準備・学習指導等	17.6
学級経営・分掌等	66.1
生活指導・進路指導等	6.2
部活動・クラブ活動	8.8
諸会議・学校行事・研修等	1.3

【令和元年度勤務時間外における業務時間数等の調査】（鳥取県教育委員会）

■ 基本的な考え方

教職員の多忙化を解消し、教育の質の向上を図るためには、組織的な学校運営、教職員の働き方の見直し、業務の効率化、学校支援体制の全市的な構築が必要です。各学校の教職員だけでなく、中学校区の教職員や保護者・地域住民等と連携・協働し地域の教育資源を活用した取組を進めます。また、校務支援システムの活用や共同学校事務室による業務の共同化を図り、事務処理の効率化及び情報共有を進めることで多忙化を解消し、教職員が子どもと向き合う時間の確保に取り組みます。

■ 具体的な取組

○校務のICT化による業務改善

ICTの活用により校内や市内小・中・義務教育学校間、教育委員会との情報共有の効率化を図り、協働できる体制を整備します。また、学校業務の標準化や調査・報告文書の見直しを進め、学校事務の軽減を図ります。

○学校サポート体制の構築

「チーム学校」として支援員や学校司書、スクールサポートスタッフなど教職員以外の人材の配置を進めるとともに、地域人材、心理や福祉、防犯等の専門的立場の人的資源を活用することで学校が教育活動に専念することができるようサポートの充実を図り、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

○学校事務の効率化・共同化による事務負担の軽減

学校給食費等学校徴収金の公会計化のほか、中学校単位を基本とする学校間の事務の共同化の推進などにより、学校現場の教職員の多忙化の解消を図ります。

■ 指標・目標値

指標名	教職員の時間外勤務の縮減		
指標の説明	1人あたりの時間外勤務における月平均時間（県教委調査平均）		
実績値（R元）	47.4時間（小・中・義務教育学校平均）	目標値（R7）	30時間

④ 教職員の健康保持と教育活動の充実を図るため、労働安全衛生管理体制の整備を図ります。



■ 現状と課題

教職員が充実した教育活動を行うためには、教職員自身が、意欲を持って教育活動に専念できる適切な環境が確保されるとともに、限られた時間の中で、子どもたちへの効果的な指導を行うため、学校におけ

る労働安全衛生管理体制を整備し、教育活動を行う上での健康面での基礎を構築することが必要です。

■ 基本的な考え方

教職員の健康は、心身ともに良好な状態を維持することが望めます。

定期健康診断の確実な実施、長時間労働者への保健指導、ストレスチェックの実施などにより、健康を損なう兆候の早期発見をサポートします。

■ 具体的な取組

○長時間労働による健康障がい防止のための保健指導等

週 40 時間を超える労働時間が月 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合など、必要な教職員に対する医師等による面接指導を行い、健康障がいの未然防止に努めます。

○大規模校への産業医の配置

労働安全衛生法により義務付けられる教職員 50 人以上の大規模校に産業医を配置し、教職員の面接指導、職場の作業環境の維持管理の指導助言等の健康管理を行います。

○教職員のストレスチェックの実施

従来、法に基づく義務により教職員 50 人以上の大規模校で実施していた教職員に対するストレスチェックを、令和 2 年度より全校での実施に拡大し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めています。

■ 指標・目標値

指標名	ストレスチェックの受検率		
指標の説明	教職員対象のストレスチェックに回答した者の割合		
実績値 (R2)	75.9%	目標値 (R7)	100%

- ⑤ 事故や災害、感染症等に対して、児童生徒が正しい知識をもち自らの命を守ることができるよう、実践的な学習を通して危機管理意識を高める教育を推進します。



■ 現状と課題

近年、我が国では大規模地震及び台風・集中豪雨等による自然災害が頻発しており、いつ、どこで起こるか分からない災害に対して、日頃から一人ひとりの危険予測・危機回避能力等を高めておくことが不可欠となっています。また、新たな感染症への対策においても、災害時と同様、自他の命と健康を守ることが最優先されますが、あわせていかにして子どもたちの学びや体験の場を確保していくかについて工夫が求められています。

■ 基本的な考え方

学校と地域が連携し、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身につける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進します。

■ 具体的な取組

○保護者・地域と連携した防災訓練の実施

学校運営協議会¹⁰ や校区内の自主防災組織等と防災に関する情報を共有するとともに、校区の学校、

¹⁰ 学校運営協議会：保護者や地域住民が参画し、学校運営に関する協議を行う各学校に設置される合議制の機関。学校運営協議会の設置されている学校をコミュニティ・スクールという。

保育園・幼稚園等が避難訓練や引き渡し訓練等を合同で行うことで地域全体の防災意識を高めていきます。

○地域の实情に応じた実践的な防災教育の推進

専門家の助言を受けながら学校防災計画の点検・見直しや地域特有の防災課題に応じた避難訓練を地域と合同で行うなど、より実践的な防災教育を推進していきます。

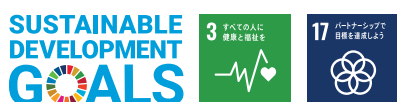
○感染症の防止と学びの保障を両立する教育施策

正しい知識をもとにした感染症の予防や対策に取り組むとともに、緊急時にも対応できる児童生徒の学習環境を整備し、子どもたちの成長において重要な教育活動を保障します。

■指標・目標値

指標名	児童生徒の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で連携を図っている学校の割合		
指標の説明	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査で、「どのような防災訓練等を実施したか」の質問に、「引き渡し訓練」を選択した学校の割合		
実績値 (H30)	84.5%	目標値 (R7)	100%

⑥ 交通安全・防犯・災害時対応等の視点から、関係機関との連携のもと、通学路の安全確保を推進します。



■現状と課題

通学路の交通安全については、平成24年度より毎年、学校・関係機関等による合同点検を実施し、安全対策を講じていますが、近年、他府県で発生した通学中の児童が犠牲となる事件や、大地震発生時のコンクリートブロック塀の倒壊による事故など、防犯・災害発生時の対応の必要性も高まっています。

児童生徒が安全に通学するため、通学路の安全について、交通安全・防犯・災害時対応の視点から、ハード・ソフトの両面で安全確保を推進することが求められます。

■基本的な考え方

通学路の環境整備については、道路管理者や警察などの関係機関との連携による、道路改良や交通安全施設などのハード整備のほか、地域の見守りや関係機関との情報共有などのソフト面の対策により、通学路の総合的な安全性の向上をめざします。

また、自らの身を守る力を養うことは生涯にわたって必要となるものであり、安全に関する知識の習得、実地学習、訓練など、児童生徒が自ら危険を予防、察知、回避するための安全確保を推進します。

■具体的な取組

○通学路合同安全点検の実施

学校・保護者・地域・教育委員会、関係機関（道路管理者・警察等）の連携による通学路合同安全点検を実施し、通学路の危険箇所の安全対策を講じます。

○地域のボランティア等の協力による見守り活動

保護者・地域ボランティア等による登下校時の見守り活動、散歩中や農作業中の「ながら見守り」など、地域の協力を得て交通安全、防犯に取り組みます。

○校区内の安全マップ作成などによる危険箇所の把握と児童生徒への指導

校区内の交通、防犯、災害時の危険箇所を児童生徒と点検し、点検した結果を安全マップとして作成するなどのほか、作成した安全マップを児童生徒への安全指導や保護者との情報共有に活用します。

■ 指標・目標値

指標名	通学路合同安全点検実施箇所の対策実施済み進捗率		
指標の説明	通学路合同安全点検を実施し、対策が必要となった箇所のうち、対策が実施済みとなった箇所の割合		
実績値 (R2)	91.9%	目標値 (R7)	93%

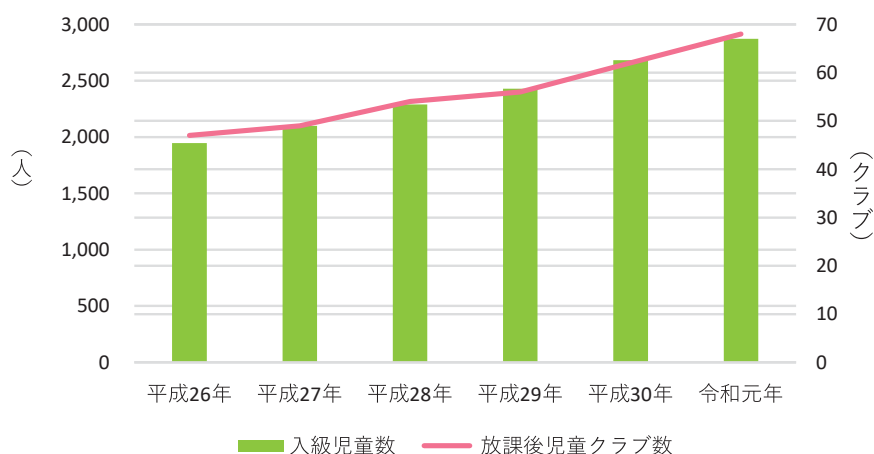
⑦ 放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭や地域等と連携し児童の健全な育成を図ります。



■ 現状と課題

鳥取県は全国平均よりも共働き世帯が多く、7割近くとなっています。このような背景もあり、保護者が働いており家にいない時間帯の小学生の居場所として、子ども食堂や放課後児童クラブのニーズは年々高まっています。放課後児童クラブは、学校の空き教室等を活用し、児童を授業の終了後に預かり、適切な遊び及び生活の場を与えること

入級児童数と放課後児童クラブ数の推移（鳥取市）



で児童の健全育成を図っています。入級希望児童数の増加に合わせてクラブ数も増加傾向にあり、新規開設や既存クラブを分割・拡充することが必要な場合もあり、場所の確保が必要です。また、職員の確保や資質向上のため、処遇の改善や職員研修の充実等を図っていく必要があります。

■ 基本的な考え方

保護者の就業の増加等によりニーズが高まっている放課後児童クラブの充実・拡大を進めるとともに、地域の方々の参画を得て運営する放課後子ども教室への支援も継続し、すべての子どもの放課後の健全育成、学校教育と家庭教育との円滑な接続を図ります。

■ 具体的な取組

○放課後児童クラブの充実・強化

保護者のニーズに応じた放課後児童クラブの開設場所を確保するとともに、有資格者となる放課後児童支援員の養成等により児童の育成支援の向上を図ります。



地域が運営する放課後子ども教室

○放課後子ども教室への支援

地域が運営する放課後子ども教室について、引き続き支援します。

○地域ボランティアによる放課後等の子どもの居場所づくりの促進

地域住民が、放課後児童クラブと連携してすべての児童を対象として、放課後等に学習・体験を行う場を増やします。

■ 指標・目標値

指標名	放課後児童支援員の数		
指標の説明	有資格者である放課後児童支援員の割合		
実績値 (R元)	職員数に占める割合 52.0%	目標値 (R7)	職員数に占める割合 57.0%

推進施策1 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実

- ① 市民が自発的に、自由に学ぶことのできる多様な学習機会や情報の提供の充実を図ることと、生涯学習社会の実現をめざします。



■ 現状と課題

いま私たちが生きる社会は、「人生100年時代」「Society5.0」「人口減少社会」等の到来により、大きな転換点を迎えています。

そのような急激な時代の変化を生き抜くためには、学校教育の期間と場だけではなく、時代の変化に対応し生活に必要な知識や技能の習得や社会的課題の学習、自己の生きがいがづくりなど、生涯にわたって取り組める環境が必要です。

生涯学習

教育による学習 = 「教える者」と「学ぶ者」がいて成立

社会教育における学習

学習者の関心に応じた広く社会における学習（教育）

- 国・自治体・公民館等が行う講座
- 大学・短大等の学校が行う公開講座
- 民間教育事業者の学校が行う通信教育・カルチャースクール
- 個人経営のピアノ教室
- 企業内教育
- 職業訓練施設における教育 等

学校教育における学習

学校の教育課程として行われる学習

- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学
- 社会人の大学院入学

家庭教育における学習

保護者への支援

- P T A 研修会 ● 子育て講座 等

個々の家庭で行われる保護者等から子への教育

自己学習（個人学習）

= 学ぶ者のみで成立

読書活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動、趣味 等



生涯学習と社会教育の関係

(平成30年3月 鳥取県社会教育委員連絡協議会・鳥取県教育委員会「社会教育委員の手引き」より)

■ 基本的な考え方

すべての市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会の実現をめざします。

また、「乳幼児期」「青少年期」「子育て世代」「高齢期」などの各自のライフステージにあわせてさまざまな学習機会を得られるよう充実を図ります。

■ 具体的な取組

○多様な学習機会の提供

一人ひとりが自発的意思に基づき、自分の興味・関心のある学習分野や自己に適した手段・方法を選択し、継続的に学習できる環境の整備を図ります。

○社会に関わる学習の充実

個人の興味・関心に基づく学習だけではなく、地域課題解決型学習など社会情勢に対応した学習機会の充実をめざします。

○すべての市民が学ぶことができる環境の整備

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が必要に応じて学習活動に参加できる環境を整備することをめざします。

■ 指標・目標値

指標名	生涯学習講座の参加者の満足度		
指標の説明	当該年度実施の生涯学習講座参加者アンケートで、受講内容に対する満足度を中程度より高いと回答した参加者の割合		
実績値 (R元)	83%	目標値 (R7)	90%

- ② 市民が学んだ成果を、地域でいかながら自己実現を図り、生きがいに満ちた暮らしの実現を支援します。



■ 現状と課題

従来から地域づくりに関わってきた地域人材の高齢化が進む一方で、公民館事業や地域行事への若い世代の参画が不足しており、地域人材の固定化やこれからの地域づくりを支える担い手の不足が顕在化しています。学習を単なる個人の知識の獲得・教養の向上にとどめるだけではなく、多様な人々がつながり、学びあいによってお互いの向学心を高め、達成感を味わうことも必要です。

■ 基本的な考え方

地域活動の担い手や指導者等として学習成果を還元することができる学びの場を充実させます。市民一人ひとりが自己実現を図り、生きがいに満ちた生活の実現を支援します。

■ 具体的な取組

○学習成果を地域へ還元する「人づくり」の推進

幅広い世代や多様な背景を持つ住民が参加できる事業を通じて、指導者やボランティアを育成します。

○学習成果を活用する場の充実

学習により身につけた知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場を提供します。

■ 指標・目標値

指標名	地区公民館事業の取組評価		
指標の説明	当該年度実施の地区公民館事業自己評価において、中程度より高いと回答した事業の割合		
実績値 (R元)	—	目標値 (R7)	100%

- ③ さまざまな学びや体験を通して、自分を取り巻く人々への感謝や敬愛・命の大切さや善悪の判断など豊かな心を育むとともに、人を大切にする人権教育の充実を図ります。



■ 現状と課題

全国学力・学習状況調査では、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という肯定的な回答は全国平均とほぼ同じで、「自分には、よいところがあると思う」について、小学校においては全国を下回る傾向が見られます。人権感覚の育成には人との豊かなかかわりの中で自己有用感に裏付けられた自尊感情を培い、自らが人とのつながりを構築していくことが必要です。インターネット上における人権侵害等の課題も生じている中、学校・家庭・地域が連携し、今まで以上に人権教育、家庭教育、道徳教育等の推進が必要です。

いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	自分には、よいところがあると思う	
	小学校	中学校
令和元年度	97.0% (-0.1)	96.2% (+1.1)
平成30年度	97.1% (+0.3)	97.2% (+1.7)
平成29年度	96.0% (-0.1)	94.6% (+1.8)
	小学校	中学校
令和元年度	80.5% (-0.7)	75.5% (+1.4)
平成30年度	81.5% (-2.5)	81.0% (+2.2)
平成29年度	76.5% (-1.4)	74.2% (+3.5)

【全国学力・学習状況調査】より

「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合（全国平均との比較）

■ 基本的な考え方

人権教育を核として、学校教育全体でさまざまな体験と交流を計画的に仕組み、自分や周りの人の人権が尊重され、個々の力が十分に発揮できる自治力のある集団の育成を図り、自尊感情の高揚、社会性、道徳性の醸成を図ります。また、学校・家庭・地域が連携し、新たな人権課題やいじめ問題への対応の充実を図ります。

■ 具体的な取組

○いじめ防止を基軸とした人権教育の充実

自分や周りの人を大切にするいじめを許さない自治力のある集団づくりを進めます。また、関係機関等と連携しながら情報モラル教育を推進し、いじめの防止を図ります。

○実践推進校への支援

実践推進校による効果的な取組を支援し、その成果を全校で共有し取組にいかします。

○豊かな心を醸成する教育の充実

さまざまな体験や人々とのかかわりを充実させ、道徳教育を要したあらゆる教育活動を通して、感謝や敬愛、命の大切さ、思いやりの心など豊かな心を育みます。

■ 指標・目標値

指標名	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査で、「自分にはよいところがあると思うか」の質問に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答をする児童生徒の割合		
実績値（R元）	小学校 80.5% 中学校 75.5%	目標値（R7）	小学校 86.0% 中学校 80.0%

推進施策 2 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進

- ① 地区公民館等の社会教育施設の活用により地域の教育力を高め、学びの成果をいかした住民主体の地域づくりの推進を後押しします。

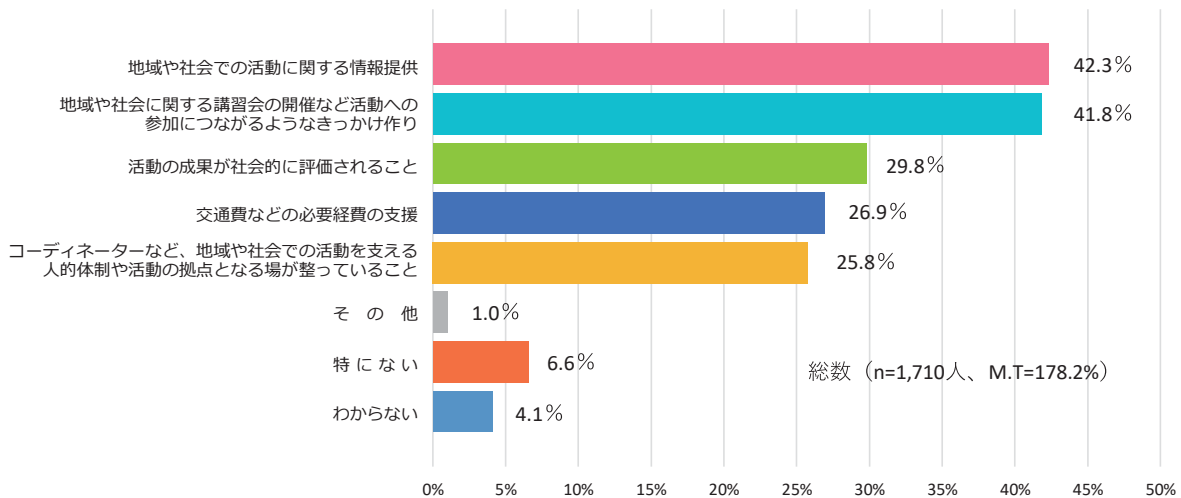


■ 現状と課題

今後、地域社会においては、住民主体で多様な課題や社会の変化に対応することが求められるとともに、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されています。

内閣府による「生涯学習に関する世論調査（平成 30 年 7 月）」では、地域や社会での活動に参加してみたいと考える人が多くいる一方で、参加にあたってはさまざまな課題がみられます。こうした中で、地域における社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。

地域社会での活動への参加を促す方策
(内閣府「平成 30 年度生涯学習に関する世論調査」より)



■ 基本的な考え方

地区公民館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災・福祉の拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学校と地域の連携の推進や住民の学習と活動に対する支援をより一層強化していきます。

■ 具体的な取組

○学びを基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進

地区公民館等の幅広い専門性を有する人材によるコーディネートのもと、市民の主体的な学びを出発点とし、学びやその成果を活用した人づくりやつながりづくりに努め、持続可能な地域づくりを推進します。

○学びと自治の拠点としての地区公民館の活用

社会教育を推進する機関としての地区公民館の役割を果たすことを前提としつつ、地域防災・福祉の拠点機能など、地域の課題や要望に応じた活用ができるよう制度の整備に努めます。

○地区公民館職員の資質向上

体系的な研修計画に基づく職員研修を充実させるとともに、社会教育主事講習の受講を奨励し、地区公民館の社会教育機能の向上を図ります。

■ 指標・目標値

指標名	地区公民館への専門職員の配置割合		
指標の説明	社会教育士または社会教育主事任用資格を持つ者が配置された地区公民館の割合		
実績値 (R元)	12%	目標値 (R7)	40%

- ② 未来を創り出す子どもたちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総がかりでの教育の実現を図ります。



■ 現状と課題

地域における支え合いの希薄化による家庭の孤立化、地域・家庭の教育力の低下など子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。そのため、社会総がかりで当事者意識をもち対応することが求められており、学校、家庭、地域がお互いの役割を認識し、パートナーとして連携・協働が可能となるための組織的・継続的な仕組みが必要です。

■ 基本的な考え方

地域と家庭の教育力を高めるために家庭教育支援や地域の社会教育団体等への支援に取り組みます。その上で学校・家庭・地域が連携・協働するための仕組みを構築し、次代を担う子どもを社会総がかりで育てることができる持続可能な環境づくりを推進します。

■ 具体的な取組

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

地域と学校が熟議を通して課題や目標を共有し、対等の立場で協力して課題解決に取り組む「学校を核とした地域づくり」を実現するための仕組みづくりを推進します。

○家庭教育支援の充実

家庭における役割と責任について保護者が学びつながる機会を充実させ、子育て支援のネットワーク化を図ります。

○社会教育団体等の育成・支援

各種研修の充実や団体への助成等を通じて、子ども会やPTA、青年団体等の社会教育団体の取組を支援します。



地域学校協働活動の様子

■ 指標・目標値

指標名	地域学校協働本部 ¹¹ の設置数		
指標の説明	地域学校協働本部を設置した当該年度末の小・義務教育学校区数		
実績値 (R元)	1校区	目標値 (R7)	43校区

- ③ 本市のもつ豊かな自然、産業、歴史、芸術、文化財等の地域資源を学びの中で活用し、ふるさとの良さに気づき、ふるさとを愛する心を育みます。



■ 現状と課題

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた児童生徒は全国平均を大幅に上回っており、多くの児童生徒が自分の住んでいる地域に関心を持っていることが分かります。しかし、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒は、特に小学校で全国平均を大きく下回っています。このことから、児童生徒が郷土への関心と愛着を深め、将来に向けて地域づくりの担い手となる意識を高める必要があります。

今住んでいる地域の行事に参加している			地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある		
	小学校	中学校		小学校	中学校
令和元年度	80.8% (+12.8)	57.3% (+6.7)	令和元年度	46.4% (-8.1)	42.0% (+2.6)
平成30年度	76.8% (+14.1)	51.8% (+6.2)	平成30年度	45.7% (-4.2)	38.8% (+0.1)
平成29年度	80.2% (+17.6)	48.0% (+5.9)	平成29年度	35.5% (-6.8)	32.6% (-0.8)

【全国学力・学習状況調査より】

「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した本市児童生徒の割合(全国平均との比較)

■ 基本的な考え方

本市の発展に貢献してきた人物や文化財等の地域資源を活用した学習や、住んでいる地域での職業体験や豊かな自然や文化財にふれる体験学習を実施し、郷土への理解と愛着をより深めます。また、姉妹都市など他地域との交流事業を通して、ふるさとを見つめ直し、郷土を大切に思う心や地域社会の一員として何ができるのかを主体的に考えることができる児童生徒を育てます。

■ 具体的な取組

○郷土の誇りにふれる学習の実施

特別の教科道徳や総合的な学習の時間などに、郷土の人物や文化財等のさまざまな地域資源を活用し、児童生徒の郷土愛や豊かな心を育てる学習を推進します。

○職業体験、自然体験等の多様な体験活動の実施

住んでいる地域での職業体験や、中山間地域の豊かな自然にふれる体験活動、さまざまな文化財・伝統芸能や産業を体験する出前授業の実施等により、子どもたちがふるさとの良さに気づき、愛着を深める機会の充実を図ります。

¹¹ 地域学校協働本部：多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

○他地域との交流事業を通して、ふるさを見つめる機会の充実

郷土を大切に思う心や地域社会の一員として何ができるのかを主体的に考えることができる児童生徒を育成するため、姉妹都市である姫路市・郡山市の児童生徒との交流等により、自らのふるさを見つめる機会の充実を図ります。

■ 指標・目標値

指標名	地域や社会の事柄に関心をもつ児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査で、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」の質問に、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答した児童生徒の割合		
実績値(R元)	小学校 46.4% 中学校 42.0%	目標値(R7)	小学校 60% 中学校 45%

推進施策 3 歴史と文化が息づくふるさとの創生

- ① 文化芸術の振興や文化財への愛護精神の醸成を図り、文化財の保存と活用を進め、次世代への継承に努めます。



■ 現状と課題

文化財保護法、鳥取市文化財保護条例に沿って個々の文化財の保護や埋蔵文化財の調査に取り組んでいますが、保護を必要とする未指定の文化財、未調査の文化財が市内に多数存在しています。

これらの文化財や地域の伝統文化の適切な保存・活用を進めるためには、学術的な調査を実施し、指定や記録保存などの措置を講じる必要があります。

市内に所在する指定文化財等件数（令和2年6月1日現在）

指定区分	種類	件数	備考
国	有形、無形、民俗、記念物等	33	鳥取城跡等
	登録文化財（有形、有形民俗、記念物）	60	城下町交流館高砂屋等
	重要美術品	3	袈裟 禪文銅鐸等
県	有形、無形、民俗、記念物等	126	因幡の傘踊等
市	有形、無形、民俗、記念物等	131	鹿野城跡等
合計		353	

■ 基本的な考え方

指定文化財を適切に保存・活用し、次世代への継承に努めます。また、地域に残る歴史文化遺産の掘り起しに努め、新たな文化財の指定や伝統文化などの記録保存を積極的に進めていきます。

■ 具体的な取組

○指定文化財の適切な保存・活用

所有者・関係機関と協力し、指定されている有形・無形の文化財の適切な保存・活用に取り組みます。



因幡の麒麟獅子舞（国指定）
（下味野神社の麒麟獅子舞）

○国・県・市の文化財指定・登録の推進

必要に応じて調査を実施し、文化財の指定・登録を進めます。

○未指定のものを含む文化財の調査・研究

地域に残る歴史文化遺産の調査・研究を積極的に進めていきます。

■指標・目標値

指標名	文化財保護事業の実施件数		
指標の説明	指定・未指定を問わず調査研究・保存活用事業の実施件数		
実績値(R元)	65件	目標値(R7)	75件

- ② 伝統文化や歴史遺産に刻まれた先人たちの足跡に触れることで、地域への理解と絆を深め、郷土を愛する豊かな人間性を持った人材を育成します。



■現状と課題

市内には多くの文化財がありますが、社会構造の変化や少子高齢化により、子どもの頃から地域の歴史文化に触れる機会が少なくなってきました。行政が主体的に保存・活用に取り組むだけでなく、所有者や地域住民等による主体的な取組を醸成して、歴史文化遺産に親しむ機会を創出する必要があります。

また、指定文化財以外のものも含めた、地域の歴史文化の全体像を示した「歴史文化基本構想」を策定し、それに基づいて保存・活用を図っていく必要があります。

主な指定文化財の整備活用状況

名称	種別	現状	備考
とちとほいしあと かじやまこふん いなほこくちやうあと 栃本廃寺跡、梶山古墳、因幡国庁跡	国史跡	一般公開	整備済
きゆうみたにすいげんちすいどうしせつ 旧美敷水源地下水道施設	国重文	一般公開	整備済（保存活用計画有）
じんぷうかく 仁風閣	国重文	一般公開	令和5年度以降修理工事を実施
とっとりじやうあつたりたいこうがなる 鳥取城跡 附 太閤ヶ平	国史跡	一般公開 整備事業実施中	計画に基づき整備を実施
とっとりはんしゆいけだ けほしよ 鳥取藩主池田家墓所	国史跡	一般公開 整備事業実施中	計画に基づき整備を実施 (県との共同事業)
あおやかみし ちいせき 青谷上寺地遺跡	国史跡	整備事業実施中	計画に基づき整備を実施 (県との共同事業)
かんのんいんていえん 観音院庭園	国名勝	一般公開	所有者による整備事業を実施

■基本的な考え方

「歴史文化基本構想」によって、本市の歴史文化の全体像を把握し、計画的に保存・活用を図っていきます。

行政と地域住民との協働による文化財の適切な保存・活用に努め、多くの市民が郷土の歴史にふれる機会を創出していくことで、地域への理解を深め郷土を愛する人材を育成します。

■ 具体的な取組

○「歴史文化基本構想」に基づく文化財保護の充実

地域の歴史文化の全体像を把握し、市民との協働による計画的な保存・活用の取組を進めます。

○子ども考古学教室・出前講座等の実施

小学生等に地域の歴史文化遺産や古代の火おこしなどの体験を通じて、郷土を学習する機会を創出します。

また、幅広く出前講座等に取り組み、市民の一人ひとりが学習する機会を創出して、文化財保護意識の醸成に努めます。

○文化財の公開や説明会の開催

文化財への理解を深めるため、整備された文化財の積極的な公開や現地での説明会等を開催します。



子ども考古学教室

■ 指標・目標値

指標名	学校等を対象とする歴史に親しむ機会開催数		
指標の説明	子ども考古学教室、出前講座等の実施回数		
実績値(R元)	55回	目標値(R7)	60回

- ③ 情報発信を促進し、観光客など多くの人々が来訪する、歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりを推進します。



■ 現状と課題

国指定の史跡・重要文化財、県・市の指定文化財を中心に保存・活用に取り組んでいますが、鳥取城跡の復元整備などは大きな事業であり、長期間にわたるため計画的に実施する必要があります。

博物館・資料館は、歴史文化に関する展示・公開のほか、資料等の調査研究、収集・保管の役割も担っていますが、開館後年数が経過し、資料の増加による収蔵庫の不足や、施設の老朽化による改修等が必要です。

また、豊富に所蔵している埋蔵文化財（出土品）の収蔵・展示施設も不足しており、今後さらに効率的・効果的な施設の活用が求められています。

将来的には、文化財の保存と併せて施設の整備を行うことで市独自の歴史と文化の薫りを創出し、まちづくりにつなげていく必要があります。

主な指定文化財の整備計画

計画名称	策定年度	現状
史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画	平成 15 年度	整備中 公開活用中
史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画	平成 17 年度	整備中 公開活用中
史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画	平成 30 年度 (詳細化)	整備中
重要文化財旧美歎水源地水道施設保存活用計画	平成 30 年度改訂	公開活用中

■ 基本的な考え方

文化財の整備を計画的に行い、市独自の歴史と文化の薫りにあふれたまちづくりを進めてまちの魅力を高めます。また、博物館等を適切に管理・運営し、展示内容や調査研究の充実を図って市内外からの来訪者の増加や地域の歴史文化の情報発信等に努めます。

■ 具体的な取組

○指定文化財の整備

鳥取城跡、青谷上寺地遺跡等の指定文化財の整備や修理を計画的に進めます。

○博物館・資料館施設の充実

鳥取市歴史博物館（やまびこ館）を中核として、博物館や歴史民俗資料館の展示内容の充実や地域の歴史文化の情報発信等に努めます。

○出土品の適切な保存管理

出土品の収蔵・展示施設について、他施設の利活用を含めて検討します。



鳥取城跡
(復元された大手門・令和2年度完成)

■ 指標・目標値

指標名	主な文化財関連施設への入込数及び文化財への来訪者・見学者数		
指標の説明	鳥取市歴史博物館等の入館者数、指定文化財等の見学者・利用者数の合計値		
実績値(R元)	140,937人	目標値(R7)	146,000人

※重要文化財仁風閣は修理工事により令和6年度より休館の見込み

推進施策4 親しみのある読書環境づくりの推進

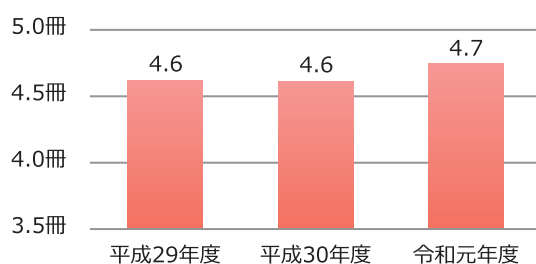
- ① 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が読書を通して、豊かな心や夢を育み、人づくりや地域づくりを推進します。



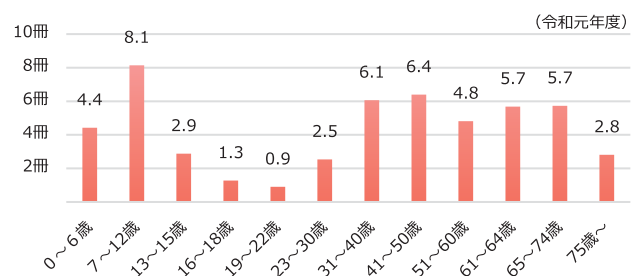
■ 現状と課題

市民が身近な拠点で本の利用ができるようにするため、市内245カ所に本が届く、きめ細かな図書館サービス網を構築しています。また、平成29年4月から「個人貸出冊数」を10冊から15冊に増やしたことにより、貸出利用が増加しましたが、年齢別の利用状況にはばらつきがあります。

市民1人あたりの年間貸出冊数



年齢別市民1人あたりの年間貸出冊数



■ 基本的な考え方

知識基盤社会の中にあって、新しい知識・情報等を入手し活用することは、市民や地域社会の自立的な発展を支えます。図書館は、重要な知の拠点として一層の利用促進を図るため、広報の強化、利便性の強化に取り組みます。

■ 具体的な取組

○読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備の推進

読書バリアフリー法に基づき、障がいの有無にかかわらず、乳幼児から高齢者まですべての市民が文字、活字文化の恵沢を受けられる読書環境の整備の推進に努めます。

○因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏相互利用の促進

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県香美町、新温泉町の1市6町が連携し、公共図書館の相互利用事業の充実に取り組みます。

■ 指標・目標値

指標名	市民1人あたりの図書貸出冊数		
指標の説明	市民が年間に貸出利用をする1人あたりの冊数		
実績値(R元)	4.7冊	目標値(R7)	5.2冊

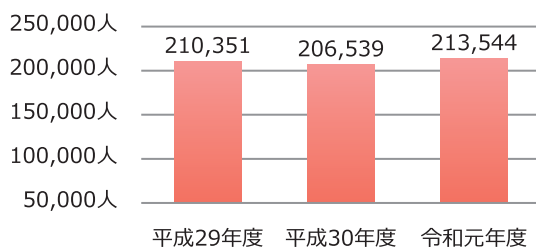
- ② 図書館を通してさまざまな出会いの場をつくり、市民が集い、にぎわい、つながりあう交流を促進し、さらなる地域文化の創造を支援します。



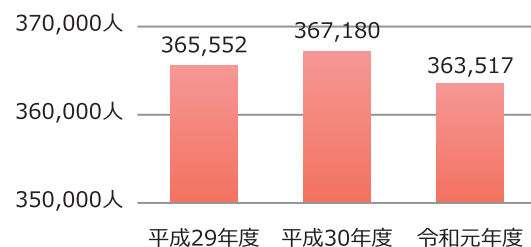
■ 現状と課題

図書館には、さまざまな年代の市民が日常的に来館し、それぞれのライフスタイルに応じて必要な本や情報を利用します。また市内には、各地域の歴史や文化、自然など地域の魅力をまとめ、記録・保存・発信する活動を行う多くの市民や団体もあります。地方創生の時代には、こうした地域の魅力やさまざまな考え方をもった市民が図書館でつながりあい、新たな交流や地域文化の創造をめざす取組が求められます。

市立図書館の年間延貸出者数



中央図書館 入館者数



■ 基本的な考え方

まちづくりや新たな地域文化の創造をめざし、多くの市民が利用する図書館を中心に、市民との協働による各地域の魅力の紹介や多くの市民が交流する事業に積極的に取り組みます。

■ 具体的な取組

○地域資料の収集と活用の強化

各地域に関する図書や雑誌はもとより、パンフレットやデジタルデータも対象に、収集・整理・保存し、活用する事業を強化します。

○他機関や団体と連携した事業の実施

図書館と他の機関との共催や市民との協働により、地域文化を見直し、魅力をまとめ発信する事業に取り組みます。

○地域の魅力を紹介する資料展示の実施

地域ごとに歴史や人物、自然や伝統行事など、その地域の魅力を紹介する本や資料を定期的に展示します。

■ 指標・目標値

指標名	郷土をテーマにした展示の開催数		
指標の説明	郷土をテーマにした展示の年間開催数		
実績値 (R 元)	34 回	目標値 (R7)	45 回
指標名	市民ギャラリー・地域情報・地元企業応援コーナーの貸出回数		
指標の説明	ギャラリー等の他機関や団体への年間貸出回数		
実績値 (R 元)	41 回	目標値 (R7)	75 回

- ③ 学校・家庭・地域と図書館との連携を図りながら、子どもたちの読書活動を推進し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

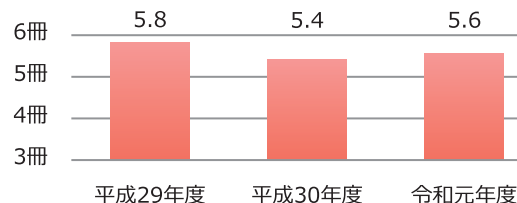


■ 現状と課題

子どもの読書活動を支援する事業として、図書館を中心に、乳幼児から小中学生やその保護者を対象に多くの事業を展開しています。

しかしながら、本市の児童生徒の読書に対する関心は学年が上がるにつれて減少傾向にあるため、学校や家庭、地域、図書館、保育園の一層の連携が求められます。

15歳以下の市民1人あたりの貸出冊数



■ 基本的な考え方

子どもの読書活動は、思考力や判断力、感性や表現力を培い、主体性や多様性、協働性を育てていきます。読書のもつ計り知れない価値を考え、子どもの発達段階に応じた適切な本の提供を充実するとともに、保護者等を対象にした啓発事業の実施や読書ボランティアへの支援を充実します。

■ 具体的な取組

○胎児期から読書に親しむ読書環境づくりの充実

ブックスタート事業など、妊婦やその家族、乳幼児の保護者に対する読書啓発事業を充実します。

○読書ボランティア活動支援事業の充実

読書ボランティア養成事業を継続するとともに、ボランティアのコーディネートなどの活動支援の充実を図ります。

○学校図書館と連携し、「調べ学習」の機能の充実

小・中学校の学校図書館と連携して児童生徒の「調べ学習」の活動支援を図ります。



市立図書館での読み聞かせ
ボランティアステップアップ講座

■ 指標・目標値

指標名	15歳以下の市民1人あたりの図書貸出冊数		
指標の説明	15歳以下の市民が年間に貸出利用する1人あたりの冊数		
実績値(R元)	5.6冊	目標値(R7)	6.1冊

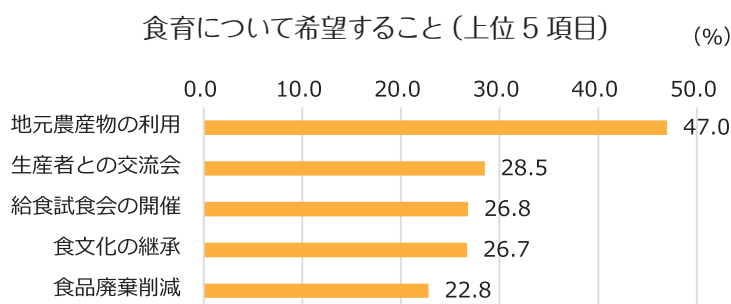
推進施策 1 子どもの健全な食生活と学校保健の推進

- ① 児童生徒の心身の成長や健康の保持増進を図るため、学校給食の栄養バランスを工夫するとともに、地場産物の活用や望ましい食習慣を養う取組など食育の推進を図ります。



■ 現状と課題

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するほか、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う食育としての重要な役割を担っています。近年、学校給食の食べ残しが増加傾向にあり、心身の発達（栄養摂取）、食育（食への感謝、フードロス）の両面で課題となっています。また、地場産物の活用を図るためには、生産者の高齢化や天候不順による生産量の減少などの課題もありますが、関係機関と連携し、安定した食材調達方法を検討する必要があります。



■ 県内産食材使用率の推移

単位：%

	鳥取市	県平均
令和元年度	66	69
平成30年度	65	69
平成29年度	64	65

※鳥取県学校給食用食材の産地別使用状況調査より（県内加工品使用率を除く）

令和元年実施アンケート
（小学5年生及び中学2年生の保護者対象）より

■ 基本的な考え方

児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた献立の工夫に努めます。また、生活様式の変化や価値観の多様化、不規則な食事や栄養の偏りなどの社会情勢を背景に、食育における学校給食の役割は大きくなっており、地場産物の活用による郷土愛の醸成、学校・家庭・地域が一体となった食育の推進を図ります。

■ 具体的な取組

○積極的な地場産物の活用

地元産食材の活用を図るため、関係機関・団体との連携のもと、安定供給ができる体制を検討し、学校給食用食材の県内産食材使用率の向上を図ります。

○生産者との交流会、親子料理教室

生産者との交流会、地場産物を取り入れた親子料理教室の開催などにより、食への感謝や食を楽しむ心を育てます。

○市報、ホームページなどによる学校給食の広報

地場産物を使った学校給食献立のレシピ紹介記事の市報への掲載、毎日の給食献立のホームページ掲載など、広く市民に学校給食の広報を行います。

○栄養教諭等による食育指導

学校・家庭・地域と連携しながら、教科・行事等の時間に集団的な食に関する指導を行い、食への正しい知識・望ましい食習慣を身につける食育指導を推進します。

■ 指標・目標値

指標名	学校給食の完食率		
指標の説明	提供された学校給食を児童生徒が食べた量の割合		
実績値 (R元)	92%	目標値 (R7)	95%

② 学校給食センターの再整備、設備の充実に取り組むとともに、食物アレルギー対応等の対策を強化し、安全で安心な学校給食を提供します。

■ 現状と課題

安全・安心な給食の提供のためには、学校給食施設・設備の充実が必要ですが、日々調理を行う施設という性質上、施設や設備の劣化が進行し、併せて設備の陳腐化が進んでいます。

現在、8つの学校給食センターのうち4センターが築30年を経過しており、施設更新等を行う必要があります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にある中、その対策は学校給食においても重要な課題であり、施設・設備の整備とともに、学校等における組織的な体制の強化を図る必要があります。

学校給食センターの概況

令和2年5月1日現在

名称	設置年月	提供食数	受配校数	名称	設置年月	提供食数	受配校数
第一	1988.3	4,757	15	河原	1997.3	876	7
第二	1990.4	5,131	15	気高	1995.3	655	5
湖東	1989.4	2,911	7	鹿野	1989.4	261	1
国府	2005.8	1,025	7	青谷	1994.4	327	2

※国府センターは、受託県立学校、市立幼稚園を含む

■ 基本的な考え方

安全・安心な学校給食の提供のため、「鳥取市の学校給食の基本構想」及び「鳥取市学校給食センター整備計画（仮称）」に基づき、施設・設備を整備するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒への対応について、検証・評価等を行います。さらには、今後、文化的な慣習がある場合などの対応として、食の多様性について検討する必要があり、それに基づいた対策を図ります。

■ 具体的な取組

○学校給食センターの整備計画の策定

「鳥取市公共施設再配置基本計画¹²⁾」及び、平成30年度策定の「鳥取市の学校給食の基本構想」に基づき、提供食数の推移などさまざまな条件を総合的に考慮して、「鳥取市学校給食センター整備計画（仮称）」を策定します。

○学校給食設備の整備

安全・安心な学校給食を効率的に提供するため、学校給食センター等の設備の整備に取り組みます。

¹²⁾ 鳥取市公共施設再配置基本計画…“将来に過度な負担を残さず、公共サービスを維持・向上させるために、どのような公共施設の見直しが必要か”という視点で、公共施設の方向性等を施設ごとにまとめた計画。

○食物アレルギー対応等の検討

食物アレルギー検討委員会等で食物アレルギーへの対応について、検証・評価等を行い、それに基づき、研修、学校の体制の強化や対応について定期的に協議・検討を行うなどの対策を図ります。

■ 指標・目標値

指標名	食物アレルギー対応研修の受講率		
指標の説明	給食主任等給食関係者の研修受講率		
実績値 (H30)	98%	目標値 (R7)	100%

※R元は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、研修会の開催を中止

- ③ 児童生徒の心身の健全な発達を図るため、教科や特別活動など、教育活動全体を通して学ぶ保健教育と、環境衛生の維持、健康診断の実施など、学校における保健管理を推進し、生きる力を育みます。



■ 現状と課題

心身の発達と変化が著しい学齢期において、保健管理及び保健教育は、生涯にわたる健康づくりの重要な基礎となります。

一方、スマートフォン等メディア環境の急速な普及などの社会環境の急激な変化や、夏季の高温化による熱中症の懸念、新型コロナウイルス等感染症の拡大など生活環境の変化は、子どもたちの心身の健康にさまざまな影響を与えています。

子どもたちが、健康に学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法や学校環境衛生基準に基づいて、学校における保健管理を推進することが必要です。

■ 基本的な考え方

定期健康診断、各種検査等のほか、日常における健康観察等により、子どもの健康状態を把握し、健康上の問題が認められる場合は、医療受診等の必要な指導を行います。また、発達段階に応じた保健指導や、喫煙防止教育やがん教育などの保健教育を推進し、生涯を通じて健康に生活する「生きる力」を育みます。

こうした保健管理の推進にあたっては、学校、家庭、地域、医療機関が連携した効果的な取組とするよう努めるものとします。

■ 具体的な取組

○学校環境衛生基準に基づく適切な環境衛生の維持管理

文部科学省が定める学校環境衛生基準に基づき、学校における換気や温度、水質などの環境衛生を適切に維持管理するほか、感染症の拡大防止のため、保健衛生用品の配備などの対策に取り組みます。

○定期健康診断、各種検査等の実施及び受診率の向上

就学時健康診断、定期健康診断、検尿などの各種検査等の実施により、子どもの健康状態を把握し、必要に応じて疾病の予防措置や、治療の指導を行います。齲歯（むし歯）については、定期健康診断により治療が必要とされた児童生徒の受診率向上のため、保護者への依頼を含めたきめ細かな指導を行います。

○喫煙防止、薬物乱用防止などの保健教育

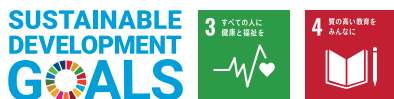
喫煙防止教育・がん教育など、子どもたちが健康に関心を持ち、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、保健教育の充実に取り組みます。

■ 指標・目標値

指標名	要治療者（歯科）の受診率		
指標の説明	歯科定期健康診断により要治療とされた児童生徒のうち、歯科を受診し、治療が完了した者の割合		
実績値（R元）	48.4%	目標値（R7）	60%

推進施策 2 // すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

- ① 乳幼児から高齢者まで運動やスポーツに親しむ機会の充実に取り組み、体力向上と健康寿命の延伸を図りながら、生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育みます。



■ 現状と課題

子どもの体力低下が顕著な問題となっており、乳幼児期から身体を使った遊びや運動に親しむ習慣を身に付けさせ、スポーツをすることが楽しいという意識を育てていくことが肝心です。また、高齢化が進展する中で健康寿命の延伸は重要課題となっており、スポーツは心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠とされています。生涯スポーツを推進していくうえで、乳幼児から高齢者までの幅広い世代がスポーツに取り組むことができる機会を創出することが必要です。



高齢者のスポーツ



こころのプロジェクト「夢の教室」

■ 基本的な考え方

家庭や地域、グループ、スポーツ団体等において体を動かす遊びや運動に触れる機会を積極的に提供し、乳幼児から高齢者まで体を動かすことを習慣づけることで、生涯にわたってスポーツ活動に親しむ基礎をつくり、スポーツを通して豊かな心と健やかな体を育みます。

■ 具体的な取組

○ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

乳幼児や小中高校生、大学生や社会人、高齢者といった年代によって運動強度の異なるスポーツに組み合わせつつ、スポーツに触れる機会を増加させることで、心身の健康と体力の増進に取り組みます。

○乳幼児期における遊びや運動の機会の提供

生涯スポーツの入り口となる乳幼児期のスポーツを推進するため、スポーツ選手が幼稚園や保育園をまわり、体を動かすことの楽しさや仲間と一緒に行動することを学ぶことで、運動能力の向上と社会性を育てます。

○生涯スポーツの推進

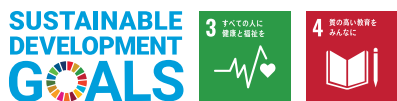
鳥取市民体育祭や鳥取市スポーツ・レクリエーション祭をはじめとしたスポーツ大会の充実を図り参加率の向上をめざすとともに、鳥取市スポーツ推進員と連携した出張スポーツ教室を開催し多くの地域でスポーツに取り組む機会を創出します。

■ 指標・目標値

指標名	市民体育祭の延べ参加地区数		
指標の説明	当該年度の市民体育祭に参加した延べ地区数		
実績値(R元)	延べ 452 地区	目標値(R7)	延べ 500 地区

指標名	こころのプロジェクト「夢の教室」実施校数		
指標の説明	功績を残したアスリート等を招いた出前授業（小学校5年生、中学校2年生対象）の当該年度の実施校数		
実績値(R元)	14 校	目標値(R7)	20 校

- ② 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がいつでもスポーツに親しめる多様なスポーツ活動を推進し、市民がいつでも誰もがスポーツに取り組むため各地域や各種団体等のスポーツ推進人材の育成を進めます。



■ 現状と課題

本市は平成30年5月に内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局から「共生社会ホストタウン」として登録され、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を通して共生社会の実現に向け取り組んでいます。スポーツによる共生社会の実現には、障がい者スポーツの大会支援やパラリンピアンへの誘致を継続して周知啓発に努めること、また、本市ではニュースポーツ普及促進を図っていますが、これに加えて高齢者が取り組むことができるスポーツイベントの開発や支援を推進する必要があります。

■ 基本的な考え方

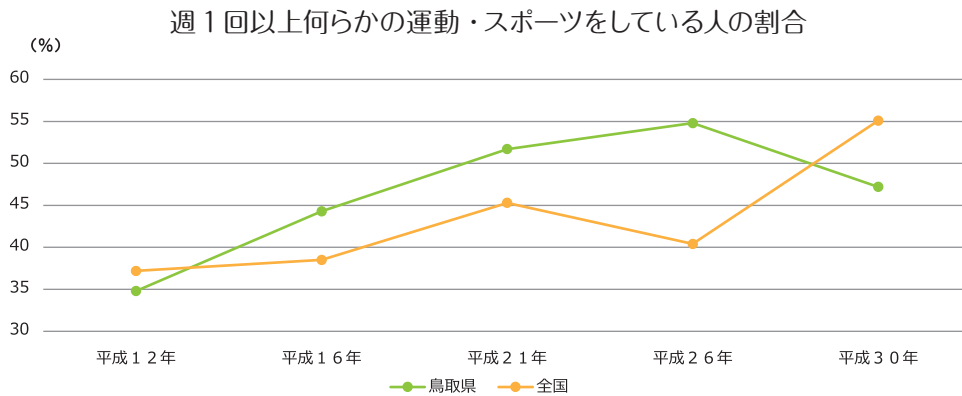
市民が生涯を通じて健康で豊かな生活を送るために、スポーツを通して健康の維持増進を図り、活力ある長寿社会の実現をめざし、地域や関係団体との連携を強化しながら年齢や性別、障がいの有無を問わずすべての市民が参加しやすいスポーツ大会等を開催するなどして、市民が主体的に活動できる環境の整備を図ります。

このために地域スポーツを支える各種団体や人材を育成・支援したり、スポーツ活動について支援したりするなど、日常生活に密着したスポーツ環境の整備を図る必要があります。

■ 具体的な取組

○障がいのある人や高齢者も参加しやすいスポーツ活動の振興

市民体育祭やスポーツ・レクリエーション祭の種目を追加するなど、障がいのある人や高齢者が参加しやすいスポーツ機会の拡充を図ります。さまざまなニーズに対応するため、市民が企画運営するスポーツイベントについて支援を進めることで、多種多様なスポーツ機会の創出を図ります。



資料：「体力・スポーツに関する世論調査（平成24年度まで）」及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（平成27年度）」、「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成28年度以降）」に基づく推計（スポーツ庁）
「県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査」（鳥取県）

○これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルの提案

ペタンクやポッチャなどの年齢や性別、障がいの有無にかかわらず取り組むことができるニュースポーツの普及促進を図るため、その用具の貸し出しについても市民の利便性を考慮し、貸出システムの見直しを行います。

○地域、民間から発信するイベントやスポーツ活動の展開

地域体育会連合会やスポーツ推進委員協議会などの地域に密着した団体の活動や、民間団体が開催するスポーツイベントの支援を行うことで、市民の主体的なスポーツ活動を促します。

○生涯スポーツを推進するリーダーの養成

身近な地域体育会連合会やスポーツ推進委員協議会はもとより、学校や地域との連携を深め社会体育を推進するため総合型地域スポーツクラブの支援を行うなど各種スポーツ事業及びイベントに関わる人材を発掘・育成します。

■ 指標・目標値

指標名	週に1回、何らかの運動・スポーツをしている人の割合		
指標の説明	週1回以上、スポーツに取り組んでいる人の割合		
実績値(R元)	—	目標値(R7)	60%

- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの経験を糧にスポーツの大規模競技会や事前キャンプを積極的に誘致して、市内外の交流人口を増加させ、スポーツを通じた活力あるまちづくりを進めます。



■ 現状と課題

東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021 関西といったイベントは、本市のスポーツ交流人口の拡大や競技人口増加、競技力向上を図る効果だけでなく、国内外から選手や関係者、及び観覧客などを本市に誘客するスポーツツーリズムの一面を併せ持っています。世界規模の大会を経験したことを好機と捉え、それぞれの地域や団体が、それぞれの特色をいかしスポーツを通じた取組を行うことにより、地域の活性化と魅力の発信につなげていくことが大きな課題となっています。

■ 基本的な考え方

高い水準のスポーツ大会や合宿等を誘致することで、スポーツ交流人口の拡大を図るとともに、市民のスポーツに対する関心を高め、競技人口の増加や競技力の向上を促進し、運動意欲の向上を図ります。

■ 具体的な取組

○国際及び全国大会といったスポーツイベントの誘致やアスリートが集う事前キャンプの誘致

鳥取県や各種スポーツ団体と連携し中国大会以上の大会誘致や、国際大会に出場するチームのキャンプ地誘致を進めます。

○スポーツツーリズムの推進

観光事業者等と連携したスポーツツーリズム誘致実行委員会（仮称）を発足させ、スポーツイベントや大会に関連する宿泊や交通、物産販売等の本市の経済効果が高まる施策を進めます。

○スポーツに関する情報や大会に関する情報提供の充実

市報や市公式ホームページ、スポーツ施設等を積極的に活用し、スポーツに関する情報提供の充実に努めます。

■ 指標・目標値

指標名	スポーツ関連イベントに参加した方の満足度		
指標の説明	イベントで実施したアンケートの「満足」「やや満足」を回答した者の割合		
実績値（R元）	—	目標値（R7）	80%

- ④ 新たに整備する市民体育館やバードスタジアムを核とした、すべての市民がスポーツに参画できる安全で多様なスポーツ環境の確保を図ります。



■ 現状と課題

昭和48年に建築された鳥取市民体育館は老朽化に伴い、令和5年度の供用に向け現在、再整備事業を進めています。また鳥取市営サッカー場（以下、「バードスタジアム」という。）においてもオープンから25年が経過し、施設修繕が増加する中、長寿命化やユニバーサルデザインに対応する施設改修が必要となっ

てきています。

全市域に目を向ければ、地区体育館やトレーニングセンターといった施設は、平成以前に建てられた施設が約 30 施設にもものぼり、施設の改修、更新が必要となりつつあります。今後、市民のスポーツ環境を確保していくためにも、体育施設の整備・改修はもちろんのこと、今後の施設のあり方等についても検討しなければなりません。

■ 基本的な考え方

現在、再整備を実施している鳥取市民体育館やガイナール鳥取の本拠地となるバードスタジアムを、市民の「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進する拠点として各種体育施設の今後のあり方の検討を進め、市民に利用しやすいスポーツ環境の構築をめざします。

■ 具体的な取組

○市民体育館の再整備をはじめとした体育施設の整備・改修はもとより、バードスタジアムの有効利用の推進を図るなど、多様なスポーツ環境を提供

多くの市民に利用していただくため、各種スポーツ団体に対しヒアリングを実施し、指定管理者に施設の魅力を発信できる自主事業を展開していただくよう取り組みます。



バードスタジアム



市民体育祭の様子

○より多くの市民が安心・安全に使用できる施設の維持管理・運営手法の整備

学校施設開放事業に中学校の体育施設を新たに加え、「学校体育施設スマート予約システム」を導入し施設予約と鍵の受渡しを一括管理することで、市民がより利用しやすいスポーツ環境を整えます。

○老朽化の進む施設の再配置に向けた検討を推進

地域の体育会等の意見を参考にしつつ、本市の公共施設再配置基本計画に基づいた「地区体育館のあり方」計画を策定したうえで、維持改修を実施します。

■ 指標・目標値

指標名	学校体育館等の延べスポーツ利用者数		
指標の説明	学校開放による小中学校体育館等の当該年度の延べ一般利用者数		
実績値 (R元)	延べ 344,804 人	目標値 (R7)	延べ 350,000 人

第2期鳥取市教育振興基本計画

令和3年4月発行

編集 鳥取市教育委員会
発行 鳥取市教育委員会教育総務課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
TEL (0857)30-8403

印刷 (有)福井印刷